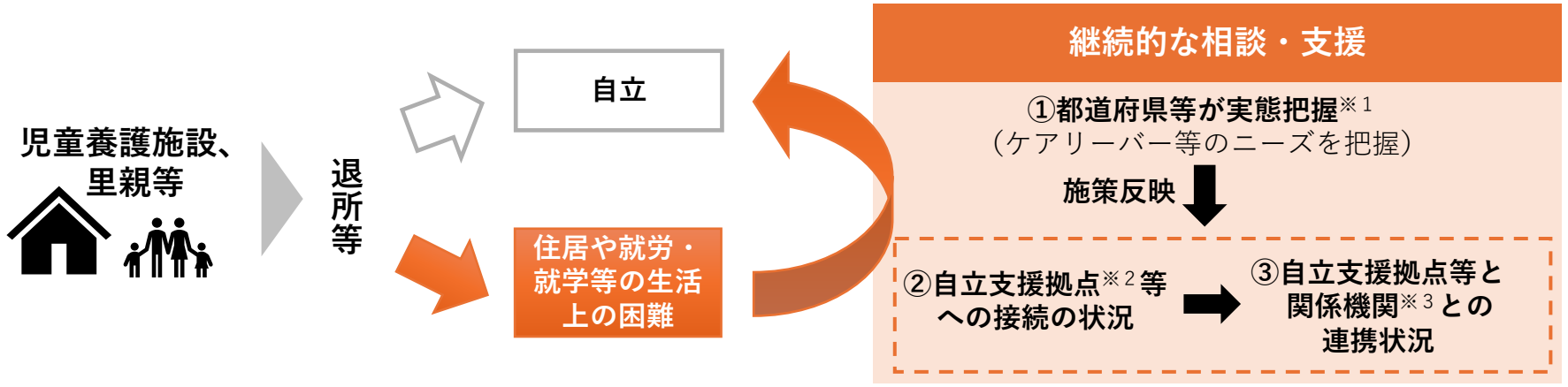
社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査

関係省庁：こども家庭庁

社会的養護経験者（以下「**ケアリーバー**※」という。）や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等は、家庭からの支援を得にくく、自立に当たって住居や就労・就学等の生活上の困難を抱えている場合があることから、その**支援に係る行政上の課題を調査**する。

※18歳前後で児童養護施設を退所した者等。「保護（ケア）から離れた人（リーバー）」という意味で用いられている。



※１　社会的養護自立支援実態把握事業（こども家庭庁）
※２　社会的養護自立支援拠点事業（こども家庭庁）：退所後等の相談に応じ、必要な支援につなぐ場を提供する事業
※３　市町村、医療機関、ハローワーク、教育機関、居住支援法人、民間企業　等

調査事項

①　都道府県等は実態把握を行い、ケアリーバー等の支援ニーズを捉え、支援施策に反映しているか

②　児童養護施設等や自立支援拠点等は、ケアリーバー等との接点形成のために、どのような取組を行っているか

③　自立支援拠点等は、ケアリーバー等が抱える住居や就労・就学等の生活上の困難に対して、必要な支援制度につなげられているか

調査の背景

参考資料１

■　社会的養護の下にある児童は毎年４万人※１規模で推移し、令和元年度には約８千人※２が措置解除等となっている。こうした児童養護施設や里親を離れた者等（ケアリーバー）の中には、家庭による支援を得にくい中で自立していく者が一定数存在

※１　「福祉行政報告例」及び「家庭福祉課調べ」　　※２　社会的養育の推進に向けて（令和８年３月こども家庭庁支援局家庭福祉課）

■　令和２年度全国調査※３では、措置解除者等の約５人に１人が収入より支出が多いと回答するなど、住居、就労・就学、家計、健康等の課題が明らかとなった。

※３　令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」

退所後の現在、困っていること・不安なこと





✓　回答者のうち約５人に１人（22.9％）が収入より支出が多いと回答

✓　回答者のうち約３人に１人（33.6％）が退所後に生活費や学費のことで困っている・不安であると回答

➡　回答者の約４人に３人が、何らかの困りごと・不安を回答

■　令和４年の改正児童福祉法により、措置解除者等の実態把握と自立のために必要な援助が都道府県等の業務として位置付けられ、社会的養護自立支援拠点事業が創設された（令和６年４月施行）。

■　改正法が施行されてから２年が経過した現在、支援ニーズの把握からケアリーバー等への支援までの実態を確認し、自立に必要な支援の充実に向けた方策を検討する。

ケアリーバー等自立支援の関係者（イメージ図）

参考資料２

